

議案第10号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成31年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表事務嘱託（区長）の項報酬の額の欄中「80,000」を「90,000」に改め、同表学校嘱託歯科医の項報酬の額の欄、同表学校嘱託耳鼻咽喉科医の項報酬の額の欄及び同表学校嘱託眼科医の項報酬の額の欄中「173,000」を「174,000」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
事務嘱託（区長）	年額	<u>80,000円</u>	事務嘱託（区長）	年額	<u>90,000円</u>
(略)			(略)		
学校嘱託歯科医	1校につき	<u>173,000円</u>	学校嘱託歯科医	1校につき	<u>174,000円</u>
	人員給	474円		人員給	474円
学校嘱託耳鼻咽喉科医	1校につき	<u>173,000円</u>	学校嘱託耳鼻咽喉科医	1校につき	<u>174,000円</u>
	人員給	474円		人員給	474円
学校嘱託眼科医	1校につき	<u>173,000円</u>	学校嘱託眼科医	1校につき	<u>174,000円</u>
	人員給	474円		人員給	474円
(略)			(略)		